

浦添市都市計画マスタープランを策定しました！



～都市計画マスタープランとは？～

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づく法定計画で、住民の意見を反映させつつ、20年後の都市の目標や将来像、都市計画の基本的方針を定めるものです。

浦添市における今後20年の市街地整備や道路整備、景観形成など都市計画の基本となる計画になっています。

～経緯～

浦添市では、平成11年3月に浦添市都市マスタープランを策定しましたが、その後の社会情勢等の変化に対応するため、計2回の見直しを実施しています。

- 平成11年策定
- 平成16年3月見直し
- 平成25年1月見直し（今回策定）

～浦添市都市計画マスタープランの構成～

- 1.都市の目標
- 2.まちづくり部門別方針
- 3.まちづくり地域別方針

都市の目標



都市づくりの理念

- ①先代から受け継いだ歴史・文化遺産を守り育て継承する
- ②優れた自然環境を保全育成し、豊かな都市環境形成に向けて活用する
- ③住、商、工、観光、交流等高次機能を備えた都市への成長を図る
- ④住民が誇りと愛着を持てる街づくりを推進する
- ⑤全ての人に優しく安心して住める街づくりを推進する

まちづくりの目標

～太陽とみどりあふれた国際性ゆたかな文化都市～

将来都市像

- ①街並みに優れ歴史の薫る文化都市
- ②緑・海・川など自然にあふれた環境調和都市
- ③活気にあふれた産業・交流都市
- ④安心安全で安らぎに満ちた快適安全都市

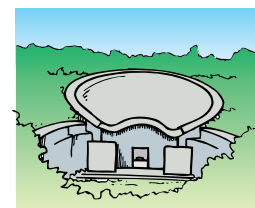
将来都市構造図



都市計画マスタープランの内容は、ホームページや都市計画課窓口でご覧になれます。

問い合わせ
都市計画課 ☎ 098-876-1234（内線4014）

浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について

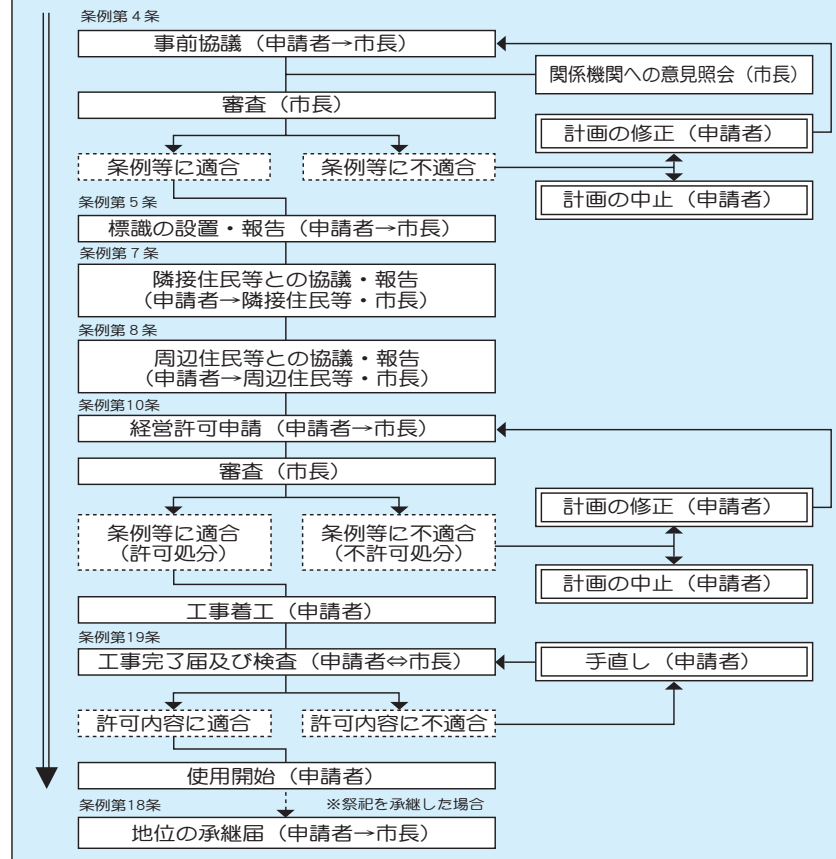


浦添市の実情に沿った適切な墓地行政を推進するため、浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例が制定されました。

本条例は**墓地経営の許可基準**および**手続**、**その他必要な事項**を定めており、**4月1日**から**施行**されます。

問い合わせ 環境保全課 ☎ 876-1234（内線3215・3216）

墓地経営許可のフロー（個人墓地）



1 個人墓地経営許可申請の前に追加される手続

- ①事前協議
- ②標識の設置
- ③隣接住民等（墓地に隣接する土地の所有者など）との協議
- ④周辺住民等（墓地区域から100m以内にある建物等の所有者など）との協議

2 その他変更・追加される主な事項

- ①個人墓地の緑化
- ②個人墓地の面積制限（おおむね20㎡以下）
- ③個人墓地の設置場所制限
- ④工事完了届出・検査
- ⑤地位承継の届出（祭祀を承継した場合）
- ⑥経営者の遵守
- ⑦立入調査
- ⑧勧告・公表

条例の施行により変更・追加される事項について

個人墓地について

個人墓地は、公営墓地が利用できない等、やむを得ない事情があり、自己または自己の親族のために設置しようとする場合に限り許可するものです。

墓地の設置（経営）には、市長の許可を受ける必要があります。無許可で墓地を設置した場合は、墓地、埋葬等に関する法律第20条の規定により、懲役または罰金がかかる場合があります。

処されるほか、浦添市墓地等の経営の許可等に関する条例第22条および施行規則第21条の規定により、氏名等を公表することになります。次の場所では、個人墓地の設置はできません。

- ①土地区画整理事業地区
- ②浦添グスク周辺地区
- ③沖縄都市モノレール延長区間第4駅付近

※詳しくはホームページをご覧ください。
☎ 環境保全課窓口へお問い合わせください。

